

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、これまで周辺都市のベッドタウンとして人口増加を続けたが、最近では減少傾向を示し始め、全国と同様に高齢者人口（65歳以上）は増加傾向、年少人口（0～14歳）は減少傾向にある。

古くから農業を中心として発展してきたが、高度経済成長期には、交通利便性に恵まれ、工業立地に適した条件を備えていた為、当町の東部工業団地を中心として製造業が集積し、電子部品製造業や一般機械製造業などは、製造出品荷額や従業者数が大きい業種となっていた。しかし、近年では生産施設の海外移転や省力化などに伴い、工業の従事者数は減少傾向にある。

当町の中小企業者は、働き手の不足、消費人口の減少による売り上げの伸び悩み、引き続く原材料の高止まりなどの経済課題に直面しており、経済の好循環が実感できない厳しい状況となっている。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の1つとなり、当町が群馬県央地域における、県内の主要都市をつなぐ要として更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

当町の産業は、農業、工業、商業と多岐に渡り、多様な業種が当町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

当町の産業は、当町内において広域に立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、当町内全域を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

当町の産業は、農業、工業、商業と多岐に渡り、多様な業種が当町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれた事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納しているものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。